（参考様式８）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　《介護予防・日常生活支援総合事業用》

誓　約　書

　　　　　年　　月　　日

恵那市長　様

申請者　名　称

代表者名

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| １　介護保険法(平成９年法律第123号）第115条の45の５第２項の規定に該当しません。  ２　介護保険関係法令及び同法に基づく恵那市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（以下「実施規則」という。）で定める基準並びに介護保険法関係通知、当該介護保険事業の実施に係るその他関係法令等及び実施規則に基づく通知等の内容について認識しており、定められた基準に従って適正な介護予防・日常生活支援総合事業の運営に努めます。  ３　申請者及び役員等は、「恵那市暴力団排除条例」第２条第１号及び第２号に掲げる者ではありません。  ４　事業所の運営について、「恵那市暴力団排除条例」第２条第１号及び第２号に規定する暴力団員等の支配を受けません。  ５　法人役員又は従業者が、法令に違反する等の不正行為に関与していることが明らかな場合は、恵那市が、当該事業所等（当該法人が開設する全ての事業所を含む。以下同じ。）に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。  ６　指定申請の内容と異なる事業運営を行うこと（特に資格要件を満たさない従業者や勤務実態が申請の内容と異なる者がサービスの提供を行うこと等）及び人員、設備及び運営に関する基準を満たさない事業運営を行うこと等、重大な法令違反があった場合に、恵那市が当該事業所等に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。  ７　恵那市等が介護保険関係法令に基づき当該事業所等に対して行う実地調査等に協力します。  ８　恵那市に提出した申請書等の内容及びその協議等の経過について、第三者（マスコミ又は利害関係者等）から求めがあった場合には、恵那市が情報（個人情報に係るものを除く。）の公開を行うことがあることを承知しています。  ９　介護予防・日常生活支援総合事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所の利用者が継続して同等のサービスを利用できる方策を講じます。  10 指定等を受けようとしている介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険法以外の事業を明確に区分するため、従業者の配置、サービスを提供する場所、設備が一体となって運営されないこと、又経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備します。  11 当該事業所の設備を活用して自主事業を行う場合、事前に恵那市等に協議を行います。 |